

滑川市の平成 19 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率	平成 19 年度 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
①実質赤字比率	—	13.91	20.00
②連結実質赤字比率	—	18.91	40.00
③実質公債費比率	23.1	25.0	35.0
④将来負担比率	131.5	350.0	

2. 資金不足比率

会計名	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
滑川市水道事業会計	—	20.0
滑川市下水道事業特別会計	—	20.0
滑川市農業集落排水事業特別会計	—	20.0
滑川市工業団地造成事業特別会計	—	20.0

<用語等の説明>

健全化判断比率：以下の①～④の比率を総称したもの。

①実質赤字比率：主に一般会計の収支が赤字かどうかの比率を示す。

簡略式 = 19 年度の一般会計等の赤字額 / 標準財政規模

(注意)「—」は、黒字であることを示す。

②連結実質赤字比率：一般会計と特別会計全体の収支が赤字かどうかの比率を示す。

簡略式 = 19 年度の全会計の赤字額の合計 / 標準財政規模

(注意)「—」は、黒字であることを示す。

③実質公債費比率：一般会計の地方債の償還額や特別会計の償還額のうち一般会計で負担した額等 / 標準財政規模(3ヶ年平均)

簡略式 = (19 年度の一般会計の地方債償還額 + 特別会計の償還額の

一般会計負担分等) / 標準財政規模

- ④ 将来負担比率：一般会計の地方債の残高や特別会計の地方債残高のうち一般会計が負担すべき額や一部事務組合の地方債のうち当市の負担予定額等の合計 / 標準財政規模

簡略式 = (19年度の一般会計の地方債残高 + 特別会計の地方債残高の一般会計負担分 + 一部事務組合の地方債残高の当市負担分等) / 標準財政規模

早期健全化基準：いわゆるイエローカードのラインであり、これを超えると外部監査等が必須となる。

財政再生基準：いわゆるレッドカードのラインであり、以前の財政再建団体扱いのように、国の関与や規制が強くなる。

資金不足比率：公営企業会計等が資金不足かどうかの比率を示す。

簡略式(水道) = (流動負債 - 流動資産) / (営業収益 - 受託工事収益)

簡略式(水道以外) = 資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益)

(注意)「-」は、黒字であることを示す。

経営健全化基準：いわゆるイエローカードのラインであり、これを超えると経営健全化計画の策定が必須となる。